

平成30年度東京都バス走行環境改善 システム整備事業補助金交付要綱

29都市基調第962号

平成30年4月1日

(目的)

第1条 この要綱は、都内の交通量が多くバスの定時性の確保が困難な路線に、「バス走行環境改善システム」を導入し、バス利用者のサービス向上を図りつつ、道路混雑の緩和や地域環境の改善に寄与していくことを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1 補助対象事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1項第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（バス事業）を経営するものをいう。

2 東京都バスロケーションシステム整備等計画協議会

国、東京都、一般社団法人東京バス協会及び一般乗合旅客自動車運送事業者等の代表者で構成する協議会をいう。

3 補助対象外事業者

東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、バスの位置情報をバス利用者に提供するシステムを整備する事業であって、東京都バスロケーションシステム整備等計画協議会の承認を経るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表に掲げるものとする。ただし、前条に掲げる事業に要する経費から、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分を控除した額とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、予算の定める範囲内とし、かつ、補助対象経費の実績額に5分の1を乗じて得た額以内とする。なお、補助金として算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとするものは、別紙第1号様式による補助金交付申請及び別紙第2号様式による当該事業者が補助対象外事業者でないことなどを誓約する書類に係る書類を添えて、東京都知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、所要の審査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付決定をし、別紙第3号様式による交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

(補助の条件)

第8条 知事は、前条による補助金の交付決定にあたって、必要な条件を付することができる。

(補助事業の計画変更の申請)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、交付申請内容を変更しようとするときは、あらかじめ別紙第4号様式による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(変更決定及び通知)

第10条 知事は、前条の申請があったときは、補助金交付決定額の変更を行うことができる。

2 知事は、補助金交付決定額の変更をしたときは、別紙第5号様式による補助金交付決定額変更通知書を、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止の承認申請)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに別紙第6号様式による補助事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに別紙第7号様式による補助事業事故報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したときは、速やかに別紙第8号様式による実績報告書に係る書類を添付して知事に提出し、事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めるときは、別紙第9号様式により交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金を請求するときは、別紙第10号様式による請求書により請求するものとする。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

2 補助事業者は、知事の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、別紙第11号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(帳簿の保管義務)

第17条 補助事業者は、補助対象事業に関する収支を明らかにした帳簿を備え、補助対象事業完了後5年間保存しなければならない。

(申請書等の提出先)

第18条 この要綱に定める補助金の交付申請等の書類は、東京都都市整備局都市基盤部調整課に提出するものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都補助金等交付規則(昭和37年東京都規則第141号)の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

〔別表〕（要綱第4条関係）

補助対象経費

補助対象経費の範囲は、補助対象事業者のバス走行環境改善システムの整備事業に要する経費のうち、次に掲げる整備に必要なものとする。

項目区分	補 助 対 象 項 目
1	車載機の整備費用
2	利用者への情報提供システム（停留所等）の整備費用
3	基地局及び営業所等におけるシステム整備費用
4	その他知事が必要と認めるもの

ただし、データ更新料や運用にかかる諸費用は除く。

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申請者名称
代表者氏名



平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金交付申請書

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業について、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添付して下記のとおり申請します。

記

1 事業名

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業

2 補助金交付申請額

金 _____ 千円

内 訳

品名	区 分 (補助対象項目)	数 (車両等)	単価	補助対象経費	補助申請額
			円	円	千円

3 添付書類

- (1) 補助事業実施計画路線図
- (2) 見積書・契約書等の写し

誓約書

東京都知事 殿

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により補助金等の交付を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、要綱第7条及び第8条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、知事が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意いたします。

平成 年 月 日

所在地

会社名
代表者氏名

印

- * 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- * この誓約書における「暴力団関係者」には、以下の者も含まれる。
 - ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
 - ・ 暴力団員を雇用している者
 - ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
 - ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

番 号
平成 年 月 日

殿

東 京 都 知 事

○ ○ ○ ○



平成30年度東京都バス走行環境改善システム
整備事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付 第 号をもって交付申請のあった、平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金については、東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金交付要綱第7条及び第8条の規定により、下記のとおり交付する。

記

1 交付決定額 千円

2 内 訳

品名	区 分 (補助対象項目)	数 (車両等)	単価	補助対象経費	補助申請額
			円	円	千円

3 交付条件

(1) 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付決定後、天災地変その他事情変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったと知事が認めるときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち既に実施したものに係る部分については、この限りではない。

(2) 承認事項

補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

ア 補助申請内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(3) 報告事項

補助事業者は、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

ア 補助事業が予定期間内に完了しない場合又はこの補助事業の遂行が困難となったとき。

イ 補助事業が完了したとき、又は補助事業が完了しない場合で東京都の会計年度が終了したとき。

(4) 補助事業の遂行命令等

ア 知事は、(2)又は(3)による報告、地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、補助事業者に対し、これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

イ 補助事業者が、アの命令に違反したときは、知事は、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(5) 是正のための措置

ア 知事は、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これらに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがある。

イ 補助事業の実績報告は、アの命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(6) 決定の取消し

知事は、この補助金の交付決定後、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金を他の用途に使用したとき。

ウ 補助事業を前記（１）以外の理由で中止し又は廃止したとき。

エ その他、補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に基づく命令又は知事の指示に反したとき。

（７）補助金の返還

知事は、（１）又は（６）によりこの補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。なお、補助金の額の確定を行った後においても同様とする。

（８）違約加算金

知事が、前記（６）の場合において、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）につき、年１０．９５％の割合で計算した違約加算金（１００円未満の端数は切り捨てる。）を納入しなければならない。

（９）延滞金

知事が、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、バス事業者がこれを納期日までに返還しなかったときは、バス事業者は、納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額につき年１０．９５％の割合で計算した延滞金（１００円未満の端数は切り捨てる。）を納付しなければならない。

（１０）申請の撤回

この補助金の交付の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この交付の決定の通知を受領後１４日以内に、申請の撤回をすることができる。

（注）補助金交付の条件は以上によるほか、必要に応じ条件を付す場合がある。

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名



平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金
に係る補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業について、下記のとおり、変更したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 変更事項及びその内容
- 2 変更する理由
- 3 補助金交付申請書（写）に変更する部分を上段に朱書きしたもの
- 4 その他必要な書類

番 号
平成 年 月 日

殿

東 京 都 知 事

○ ○ ○ ○



平成30年度東京都バス走行環境改善システム
整備事業補助金交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定をし、平成 年
月 日付 第 号で補助事業の計画変更承認申請のあった平成30年
度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金について、下記のとおり補助金交付
決定額を変更したので通知する。

記

1 補助金変更決定額 金 千円

2 補助事業の内容等

(単位：千円)

事業名	平成30年度東京都バス走行環境改善システム 整備事業
変更前の交付決定額	
変更後の交付決定額	
変更による増減額	

3 補助事業及び変更内容

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金に係る補助事業計画
変更承認申請書のとおり。

4 交付条件

平成 年 月 日付 都市基調第 号の平成30年度東京都バス走行
環境改善システム整備事業補助金交付決定通知書に記載の交付条件に同じ。

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申請者名称
代表者氏名

㊟

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金
に係る補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業について、下記のとおり、同事業を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 事業を中止（廃止）する理由
- 2 補助対象経費の支出額内訳

(単位：円)

補助対象経費	既施行部分額	未施行部分額	計	摘 要
計				

- 3 事業を中止する場合は、その期間及び再開後の完了予定日

(1) 中止期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

(2) 完了予定期日 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

- 4 その他必要な書類

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申請者名称
代表者氏名



平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金
に係る補助事業事故報告書

平成 年 月 日付 都市基調第 号で補助金の交付決定通知のあった平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業について、下記のとおり、事故が発生したので、報告します。

記

- 1 事故の種類
- 2 事故の主な原因
- 3 事故に対する補助事業者の対処方針
- 4 事故に伴い経費の配分に変更がある場合はその内容

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申 請 者 名 称
代 表 者 氏 名



平成30年度東京都バス走行環境改善システム
整備事業補助金に係る補助事業完了実績報告書

平成 年 月 日付 都市基調第 号をもって、補助金の交付決定を受けた標記事業の実績について、関係書類を添付して下記のとおり報告します。

記

1 事業名

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業

2 補助金実施結果

品名	区分 (補助対象項目)	数 (車両等)	単価	補助対象経費	補助申請額
			円	円	千円

3 添付書類

- (1) 補助事業実施路線図
- (2) 領収書等支払いを証する書類の写し
- (3) 写真等必要とする書類

第9号様式（第14条関係）

番
平成 年 月 日

殿

東 京 都 知 事

○ ○ ○ ○



平成30年度東京都バス走行環境改善システム
整備事業補助金確定通知書

平成 年 月 日付 第 号をもって実績報告のあった、標記都交付金事業については、平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり確定したので通知する。

記

- | | | | |
|---|--------|---|----|
| 1 | 交付決定金額 | 金 | 千円 |
| 2 | 確定交付金額 | 金 | 千円 |

請 求 書

請求金額 _____ 円

ただし、平成 年 月 日付 都市基調第 号をもって補助金の額の確定通知のあった、平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金を、上記のとおり請求します。

平成 年 月 日

東京都知事 殿

所在地

会社名

代表者氏名

印

番 号
年 月 日

東 京 都 知 事 殿

所 在 地
申請者名称
代表者氏名

印

平成30年度東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金
に係る財産処分承認申請書

平成 年度東京都バス走行環境改善システム整備事業に係る財産を、平成30年度
東京都バス走行環境改善システム整備事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、
下記のとおり処分したいので、承認されるよう申請します。

記

- 1 処分しようとする財産
 - (1) バス走行環境改善システム整備事業に係る機器
 - (2) 所在内容
- 2 処分の内容
- 3 処分の相手方の氏名又は名称及び住所
- 4 処分の相手方の利用計画
- 5 処分しようとする理由
- 6 処分しようとする財産の取得又は効用の増加に要した費用に関する明細